

三島市15歳・18歳インフルエンザ予防接種のお知らせ

◆10月1日からインフルエンザ予防接種の費用を助成します！

市では、来春に受験や就職などを控えた方を応援するため、市内に住民登録がある下記の者を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

インフルエンザ感染予防の基本は流行前に予防接種を受けることです。感染や重症化を防ぐためにも予防接種を受けましょう。

【接種期間】 令和7年10月1日から令和8年2月28日まで

【対象者】 三島市に住民登録がある以下の者

- ▶ 令和7年度中に満15歳を迎える者
(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)
- ▶ 令和7年度中に満18歳を迎える者
(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)

【接種場所】 市内の医療機関（別紙医療機関一覧表を参照）

【助成金額】 1,000円（1人1回限り）



※接種料金のうち、1,000円を三島市から助成します。

自己負担額(差額分)を医療機関の窓口でお支払いください。

※生活保護受給者は4,000円を上限に三島市から助成します。

それを超えた場合は差額分を医療機関の窓口でお支払いください。

【持ち物】

- ・予診票（被接種者が未成年者の場合は保護者自署欄に必ず署名してください）
- ・母子健康手帳

「三島市15歳・18歳インフルエンザ予防接種」は予防接種法に定められていない任意接種となります。予防接種の効果、副反応、健康被害救済制度等についてよく理解し、接種をご検討ください。保護者の意思と責任のもと接種を希望する場合は保護者同意のうえ接種を行いますので、被接種者が未成年者(18歳未満)の場合は保護者自署欄に必ず署名してください。

注意事項

- ・予防接種は体調が良い日に行なうことが原則です。明らかに発熱しているとき（通常37.5℃以上）は接種を受けることができません。
- ・お子さんが病気の治療を受けている、予防接種後に異常がみられたことがある等の場合は、接種が可能かどうか事前にかかりつけの医師に相談しておきましょう。
- ・まれに急激な健康状態の変化が起こることがありますので、接種後30分は、可能な限り医療機関で待機しましょう。
- ・接種当日は激しい運動を避け、安静に過ごしてください。

裏面もお読みください

◆接種間隔

同時期にインフルエンザ以外の予防接種を希望する方は、かかりつけ医や接種する医療機関で、接種方法や接種間隔等について事前にご相談ください。

◆副反応

予防接種後に接種した跡が赤くなったり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、発熱や頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります、これらは数日で良くなることがほとんどです。

また、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、髄膜炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等の症状が現れる等の報告があります。

まれに重篤なアレルギー反応（アナフィラキシー）が起こることもあります。アレルギー反応は通常、接種後30分以内に起こります。

◆健康被害救済制度について

副反応が起きたときは、接種した医療機関へ受診してください。「三島市15歳・18歳インフルエンザ予防接種」は予防接種法に定められていない任意の予防接種であるため、予防接種法に基づく救済制度は適用されません。この予防接種により重篤な副反応（医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいが残ったりする等）が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度等があります。

◆予防接種の効果

インフルエンザ予防接種は、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化予防には一定の効果があるとされています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに約2週間程度かかり、効果が期待できる期間は5カ月程度になります。より効率的に有効性を高めるには、毎年インフルエンザが流行する12月中旬ごろまでに接種することをお勧めします。



●こんなときは実費ご負担になりますのでご注意ください。

- ・「三島市15歳・18歳インフルエンザ予防接種予診票」を使用しないで接種した場合
- ・市外の医療機関で接種を希望する場合

●予診票をなくしたときは…

破損や紛失などで再発行をご希望の場合は、保健センター窓口で手続きが必要になります。
必ず母子健康手帳を持って、お越しください。

三島市健康づくり課（保健センター）

電話 973-3700